

資金決済に関する法律に基づく 利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、特定非営利活動法人地域通貨ねやがわが発行する地域通貨 100 げんき・200 げんきにつきましては、**令和 6 年 12 月 25 日（水）**をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の、地域通貨 100 げんき・200 げんきをお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 前払式支払手段の種類

地域通貨 100 げんき・200 げんき



2. ご利用最終日

令和 6 年 12 月 25 日（水）

3. 払戻しの申出期間及び受付時間

令和 6 年 12 月 26 日（木）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

受付時間は、午前 10 時～午後 4 時（年末年始及び土・日・祝日は除く）

※当該期間内に払戻しのお申出がない場合は、払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

4. 申出及び払戻しの方法

特定非営利活動法人地域通貨ねやがわの事務所に未使用の地域通貨 100 げんき・200 げんきをご持参してください。その場で現金と交換いたします。

※ご持参できない方は、地域通貨ねやがわの事務所までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人地域通貨ねやがわ

〒572-0042 大阪府寝屋川市東大利町 11 番 1 号

TEL・FAX 072-839-3583